

吸収合併に係る事後開示書面

(会社法第 801 条第 1 項および会社法施行規則第 200 条に定める書面)

2021 年 1 月 25 日

株式会社富士ピー・エス

2021 年 1 月 25 日

吸収合併に係る事後開示事項

福岡県福岡市中央区薬院 1-13-8

株式会社富士ピー・エス

代表取締役社長 堤 忠彦

当社は、2020 年 11 月 10 日付で株式会社シーピーケイとの間で締結した合併契約書に基づき、2021 年 1 月 1 日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社とし、株式会社シーピーケイを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、本合併）を行いました。

本合併に関し、会社法第 801 条第 1 項および会社法施行規則第 200 条の規定に基づき、下記のとおり開示いたします。

記

1. 本合併が効力を生じた日（会社法施行規則第 200 条第 1 号）

2021 年 1 月 1 日

2. 吸収合併消滅会社における法定手続の経過（会社法施行規則第 200 条第 2 号）

（1）吸収合併をやめることの請求（会社法第 784 条の 2）

株式会社シーピーケイは、当社の完全子会社であったため、会社法第 784 条の 2 の規定による手続は行っておりません。

（2）反対株主の株式買取請求（会社法第 785 条）

株式会社シーピーケイは、当社の完全子会社であったため、会社法第 785 条の規定による手続は行っておりません。

（3）新株予約権買取請求（会社法第 787 条）

株式会社シーピーケイは、新株予約権を発行しておりませんので、会社法第 787 条の規定による手続は行っておりません。

(4) 債権者の異議（会社法第 789 条）

株式会社シーピーケイは、会社法第 789 条第 2 項の規定に基づき、2020 年 11 月 25 日付にて、官報および債権者に対する各別の催告により、債権者に対し公告を行いました。同条第 1 項の規定に従い異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収合併存続会社における法定手続の経過（会社法施行規則第 200 条第 3 号）

(1) 吸収合併をやめることの請求（会社法第 796 条の 2）

本合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、会社法第 796 条の 2 の規定による手続は行っておりません。

(2) 反対株主の株式買取請求（会社法第 797 条）

本合併は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易合併であるため、会社法第 797 条の規定による手続は行っておりません。

(3) 債権者の異議（会社法第 799 条）

当社は、会社法第 799 条第 2 項および第 3 項の規定に基づき、2020 年 11 月 25 日付にて、官報および電子公告により、債権者に対し公告を行いました。同条第 1 項の規定に従い異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則第 200 条第 4 号）

当社は、本合併の効力発生日である 2021 年 1 月 1 日をもって、株式会社シーピーケイからその資産、負債および権利義務の一切を承継いたしました。

5. 吸収合併消滅会社が備え置いた書面（会社法施行規則第 200 条第 5 号）

添付のとおりです。

6. 変更登記日（会社法施行規則第 200 条第 6 号）

2021 年 1 月 6 日

7. 本合併に関する重要な事項（会社法施行規則第 200 条第 7 号）

該当する事項はありません。

以上

吸収合併に係る事前開示書面

(会社法第 782 条第 1 項および会社法施行規則第 182 条に定める書面)

2020 年 12 月 21 日

株式会社シーピーケー

2020 年 12 月 21 日

吸収合併に係る事前開示事項

大阪市淀川区西中島七丁目 16 番 76 号

株 式 会 社 シ ー ピ ー ケ イ

代表取締役社長 田中 政章

当社は、2020 年 11 月 10 日開催の取締役会において、2021 年 1 月 1 日を効力発生日として、株式会社富士ピー・エスを吸収合併存続会社とし、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、本合併）を行うことを決議し、2020 年 11 月 10 日に本合併に係る合併契約を締結しましたので、会社法第 782 条第 1 項および会社法施行規則第 182 条の規定に基づき、下記のとおり開示いたします。

記

1. 合併契約書（会社法第 782 条第 1 項）

2020 年 11 月 10 日付で、当社と株式会社富士ピー・エスとの間で締結した合併契約書は、添付のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 1 号）

当社は、株式会社富士ピー・エスの完全子会社であるため、本合併による株式その他の対価の交付はありません。

3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 2 号）

該当する事項はありません。

4. 吸収合併存続会社の新株予約権の定めに関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 3 号）

該当する事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第4号）

（1）吸収合併存続会社に係る事項

①最終事業年度に係る計算書類等

株式会社富士ピー・エスの最終事業年度（2019年4月1日～2020年3月31日）に係る計算書類等は添付のとおりです。

②最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象

該当する事項はありません。

（2）吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象

該当する事項はありません。

6. 吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第182条第1項第5号）

本合併後の株式会社富士ピー・エスの資産の額は、負債の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併後の株式会社富士ピー・エスの収益の状況およびキャッシュ・フローの状況について、株式会社富士ピー・エスの債務の履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予測されておりません。従いまして、本合併後における株式会社富士ピー・エスの債務について履行の見込みがあると判断いたします。

7. 事前開示開始後の上記各事項の変更（会社法施行規則第182条第1項第6号）

本事前開示開始日以降、上記各事項に変更がありましたら、ただちに開示いたします。

以上

合併契約書



株式会社富士ピー・エス（住所は福岡市中央区薬院一丁目13番8号。以下「甲」という。）と株式会社シーピーケイ（住所は大阪市淀川区西中島七丁目16番76号。以下「乙」という。）は、次のとおり合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の方法）

甲及び乙は、甲を存続会社、乙を解散会社として合併する。

第2条（合併に際して発行する株式等）

甲は、乙の発行済株式の全てを所有しているので、合併による新株式の発行は行わない。

第3条（増加する資本金及び準備金等の額）

甲は、乙の発行済株式の全てを所有しているので、合併による資本金、資本剰余金の増加は行わない。また、合併により増加する利益剰余金等の額は次のとおりである。

ただし、これは2020年3月31日現在の利益剰余金等の額であり、効力発生日における乙の資産、負債の状況等により変更される。

①利益剰余金 119,312,617円

②評価差額金 △558,000円

第4条（新株予約権）



甲及び乙は、新株予約権及び新株予約権付社債を発行していないことを相互に確認する。

第5条（合併承認総会）

甲は会社法第796条第2項に定める簡易合併の手続きにより、乙は会社法第784条第1項に定める略式合併の手続きにより合併契約に関する株主総会の承認を得ないで行う。ただし、合併手続きの進行に応じて必要があるときは、甲は株主総会を開催するものとする。

第6条（効力発生日）

効力発生日は、2021年1月1日とする。ただし、合併手続きの進行に応じて必要があるときは、甲乙協議の上、これを変更することができる。

第7条（財産及び権利義務の引継ぎ）

乙は、2020年3月31日現在の乙の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎として、これに効力発生日までの増減を加減した資産、負債及び権利義務の一切を効力発生日において甲に引継ぎ、甲はこれを承継する。

第8条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結後、効力発生日に至るまで善良なる管理者の注意をもってそれぞれの業務の執行及び財産の管理、運営を行い、その財産及び権利義務に重大な影響をおよぼすおそれのある行為については、あらかじめ甲乙協議し、合意の上これを行う。

第9条（従業員の処遇）

甲は、効力発生日をもって乙の従業員を甲の従業員として引き継ぐものとする。なお、詳細については甲乙協議の上決定するものとする。

第10条（役員の退職慰労金）

乙は、合併に伴い退任する役員の退職慰労金はないことを確認する。

第11条（剰余金の配当）

甲及び乙は、吸収合併の効力発生日が属する事業年度における、乙から甲への剰余金の配当については、無配とすることに同意する。

第12条（解散費用）

乙の解散するために要する費用は、全て甲の負担とする。

第13条（合併条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結後、効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲又は乙の資産状態、経営状態に重大な変動が生じたとき、若しくは重大な瑕疵が発見されたときは、甲乙協議の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除できる。

第14条（本契約の効力）

本契約は、第5条但書きに定める甲の合併承認株主総会における承認、又は法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

第15条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、合併に関して必要な事項は、本契約の趣旨に基づいて、
甲乙協議のうえ定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

2020年11月10日

（甲）福岡市中央区薬院一丁目13番8号

株式会社富士ピー・エス

代表取締役社長 堤 忠 彦



（乙）大阪市淀川区西中島七丁目16番76号

株式会社シーピーケイ

代表取締役社長 田 中 政 章



第 68 期

事 業 報 告

2019年 4 月 1 日から
2020年 3 月 31日まで

福岡市中央区薬院一丁目13番8号

株式会社 富士ピー・エス

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度における日本経済は、政府の継続した経済政策や日本銀行の金融緩和政策の継続により、企業収益や雇用環境の改善など緩やかな回復基調で推移しておりましたが、米国の保護主義政策と貿易摩擦の長期化に加え、本年に入り新型コロナウイルス感染症の拡大による事業活動への影響など先行き不透明な状況が懸念されます。

当建設業界におきましては、震災復興関連事業や東京オリンピック・パラリンピック関連事業など公共事業が一巡したものの、維持更新を含む公共インフラ老朽化対策を中心に成長基調を維持しました。一方で、建設業における働き方改革の推進は引き続き重要な課題であり、建設現場における長時間労働の是正及び週休2日完全実施のための生産性向上への取り組みや、技能労働者の待遇改善に向けた建設キャリアアップシステムの導入など、担い手確保のための環境整備への早急な対応が求められています。

このような経営環境のもと、当社グループは、第4次中期経営計画「VISION2016」の4年目を迎え、本計画に掲げる目標の達成に向け安定した経営基盤を維持・拡大するために、設計力・技術提案力・積算力など総合的な営業力の強化、新分野や新工法に関する技術開発の強化、製造・施工の効率化、機械化・ICT活用の推進及び安全・品質管理の高度化など、総力を挙げて取り組んでまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の受注高は285億1千6百万円(前期比13.1%減)、売上高は279億7千9百万円(前期比0.4%増)となりました。損益につきましては、売上高の増加に加え、工事利益率の好転などにより営業利益は9億3千5百万円(前期比2.0%増)、経常利益は9億2千5百万円(前期比4.3%増)となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は、6億4千7百万円(前期比9.0%増)となりました。

事業別の状況は、次のとおりであります。

（土木事業）

従来の新設工事に加え橋梁維持補修・更新市場へ注力しましたが、一定量の手持工事が確保されたことから、受注を手控えたこともあり受注高は205億9千3百万円（前期比18.2%減）となりました。

当連結会計年度の主な受注工事は、次のとおりであります。

沖縄県	H31 南部東道路橋梁上部工工事 （大城高架橋）
西日本高速道路株式会社	新名神高速道路 城陽第二高架橋東 （P C 上部工）工事
国土交通省四国地方整備局	令和元—2年度 外環空港線余戸南第3 高架橋下り上部工事

売上高につきましては、高速道路株式会社（N E X C O）や鉄道・運輸機構の大型工事をはじめ国土交通省、地方自治体、民間の工事の進捗が順調に進んだことから、213億4千4百万円（前期比3.0%増）となりました。

当連結会計年度の主な完成工事は、次のとおりであります。

福岡県	県道高田山川線今福工区橋梁上部工 （P 3—P 7）工事
国土交通省中部地方整備局	平成30年度 138号B P ぐみ沢高架橋 O F F ランプ P C 上部工事
東日本高速道路株式会社	小名浜道路 5号橋（P C 上部工）工事

（建築事業）

主力分野でありますマンション事業や住宅分野での耐震補強事業及びプレキャスト部材の営業活動を強化した結果、受注高は76億6千8百万円（前期比4.7%増）となりました。

当連結会計年度の主な受注工事は、次のとおりであります。

株式会社大林組	白金 1 丁目再開発事業
共同建設株式会社	公社槇塚台団地耐震改修その他工事
株式会社竹中工務店	積水ハウス福岡香椎照葉 6 丁目マンション

売上高につきましては、耐震補強事業の進捗が順調に推移したものの、マンションの着工遅れに伴って当社の納入する F R 板の製作も遅れたことから、63 億 1 千 3 百万円（前期比 8.0% 減）となりました。

当連結会計年度の主な完成工事は、次のとおりであります。

清水建設株式会社	東京未来大学体育館新築工事
株式会社浅沼組	タワー・ザ・ファースト栄
大同建設株式会社	第二尾倉団地 1 号棟耐震改修工事

（不動産賃貸事業）

テナント獲得の競争激化は依然として継続しているものの、安定した入居率の確保を目指して営業活動を展開した結果、受注高及び売上高は 2 億 4 千 2 百万円（前期比 0.3% 減）となりました。

事業別の受注高は、次のとおりであります。

区 分	前連結会計年度（百万円）	当連結会計年度（百万円）	増減率（％）
土 木 事 業	25,169	20,593	△18.2
建 築 事 業	7,324	7,668	4.7
不動産賃貸事業	242	242	△0.3
そ の 他	94	12	△86.2
合 計	32,830	28,516	△13.1

事業別の売上高は、次のとおりであります。

区 分	前連結会計年度（百万円）	当連結会計年度（百万円）	増減率（％）
土 木 事 業	20,720	21,344	3.0
建 築 事 業	6,865	6,313	△8.0
不動産賃貸事業	242	242	△0.3
そ の 他	35	78	124.6
合 計	27,863	27,979	0.4

（ご参考）

当社の事業別の受注高、売上高及び繰越高は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

区 分	前期繰越高	当期受注高	当期売上高	次期繰越高
土 木 事 業	23,514	19,672	20,415	22,771
建 築 事 業	6,796	7,668	6,313	8,151
不動産賃貸事業	—	242	242	—
そ の 他	76	12	78	11
合 計	30,388	27,595	27,049	30,934

② 設備投資の状況

当連結会計年度において、特記すべき設備投資はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、特記すべき資金調達はあります。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 65 期 (2017年 3 月期)	第 66 期 (2018年 3 月期)	第 67 期 (2019年 3 月期)	第 68 期 (当連結会計年度) (2020年 3 月期)
受 注 高 (百万円)	22,934	23,151	32,830	28,516
売 上 高 (百万円)	21,650	27,361	27,863	27,979
経 常 利 益 (百万円)	520	753	887	925
親会社株主に 帰属する当期 純 利 益 (百万円)	534	763	594	647
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	30.17	43.09	33.52	36.53
総 資 産 (百万円)	19,865	21,418	21,911	24,083
純 資 産 (百万円)	6,792	7,390	7,766	8,196

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数により算出しております。
2. 株主資本において自己株式として計上されている「役員向け株式交付信託」に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
なお、当連結会計年度において、「役員向け株式交付信託」の期中平均株式数は125千株であります。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 65 期 (2017年 3 月期)	第 66 期 (2018年 3 月期)	第 67 期 (2019年 3 月期)	第 68 期 (当事業年度) (2020年 3 月期)
受 注 高 (百万円)	22,025	22,115	31,556	27,595
売 上 高 (百万円)	20,741	26,330	26,596	27,049
経 常 利 益 (百万円)	486	689	856	905
当 期 純 利 益 (百万円)	508	728	579	640
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	28.70	41.12	32.71	36.16
総 資 産 (百万円)	19,521	20,864	21,324	23,500
純 資 産 (百万円)	6,664	7,255	7,674	8,138

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均株式数により算出しております。
2. 株主資本において自己株式として計上されている「役員向け株式交付信託」に残存する自社の株式は、1株当たり当期純利益の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。
なお、当事業年度において、「役員向け株式交付信託」の期中平均株式数は125千株であります。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社シーピーケイ	40百万円	100%	P Cマクラギの製造、販売

(4) 対処すべき課題

当社グループを取り巻く外部環境は、東日本・熊本の震災復興関連事業や首都圏を中心とした東京オリンピック・パラリンピック関連の大型再開発事業が一段落し、土木事業ではリニア中央新幹線や北陸・北海道整備新幹線などの継続プロジェクト、建築事業ではI R（大型統合リゾート）や大阪万博関連などに市場が切り替わる端境期となります。また、高速道路などの社会インフラや集合住宅などの老朽化に伴う維持更新需要は中長期的に継続すると思われ、引き続き建設投資は底堅く推移するとみています。

このような状況のもと当社グループは、引続き第4次中期経営計画「VISION2016」で掲げた成長目標の早期達成に向けて企業活動を行ってまいります。この中では、従来からの新設市場に加え高速道路の大規模更新事業をはじめとする維持補修・更新市場に本格参入するとともに、建設現場の働き方改革の実現に有効とされるプレキャスト化の需要の高まりに対応するために、工場の自動化・省人化の推進や、現場施工の合理化を実現する施工機械の開発など、集中的な設備投資による経営資源の充実を図ってまいります。さらに、風力発電関連の施設建設事業への参入やミャンマーを中心に海外事業を展開するなど事業の多様性を高めて収益基盤の補完性を強化いたします。

一方で、既存工場は設備の老朽化や手狭感による非効率化などの課題を有しており、今後の工場製品需要の高まりに対する製造能力の強化に向けては、大規模な既存工場のリニューアルや新規工場の取得など、さらなる設備投資が必要となってまいります。また、重要な経営資源のひとつである人材面につきましても、外国人や女性技術者など多様な人材の新規採用や、採用後の研修・教育制度の充実による丁寧なアフターケアを通じた離職の防止など、総合的な組織力の向上のための魅力ある職場づくりも重要な課題となっております。加えて、SDGsは企業の社会的責任を果たすうえで重要なファクターであり、ESG（環境・社会・企業統治）の観点に重きを置いた企業活動を推進する必要があります。

以上、これらの重要課題への対応を着実に進め、長期的な市場環境に即したP C技術の展開を図り、安全と安心の企業ブランドのもと、土木と建築を事業の両輪として持続的な成長を実現してまいります。

最後に、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、緊急対策本部を設置して、社員の安全確保、事業継続のための感染の予防・拡大防止対策を検討・実施しておりますが、引き続き政府や国・地方自治体の指導や要請のもと、適切に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

当社グループは、当社及び連結子会社1社で構成され、主要な事業内容は次のとおりです。

なお、当社は、建設業法により特定建設業者（特一29）第2301号として国土交通大臣許可を受けております。

① 土木事業

- ・ P C 橋梁（道路橋、鉄道橋）工事
- ・ 土木構造物の耐震補強工事、メンテナンス工事、高速道路橋の大規模更新工事
- ・ P C マクラギなど、土木コンクリート製品の製造、販売
- ・ P C タンクなど、容器構造物工事
- ・ その他 P C 技術を用いた土木工事

② 建築事業

- ・ P C 合成床板（F C ・ F R 板）の製作及び敷設指導工事
- ・ P C 技術を用いた耐震補強工事（パラレル）
- ・ P C 組立工法など、P C 梁・柱の製造、販売、組立工事
- ・ P C リング及び P C 緊張工事
- ・ その他 P C 技術を用いた建築工事

③ 不動産賃貸事業

不動産の賃貸、管理等

(6) 主要な営業所及び工場（2020年3月31日現在）

① 当社

本 店	福岡市中央区薬院一丁目13番8号		
支 店	九州支店	(福岡市中央区)	
	広島支店	(広島市中区)	
	関西支店	(大阪市淀川区)	
	名古屋支店	(名古屋市中区)	
	関東支店	(東京都江東区)	
	東北支店	(仙台市青葉区)	
工 場	九州小竹工場	(福岡県鞍手郡小竹町)	
	三重工場	(三重県多気郡明和町)	
	滋賀工場	(滋賀県東近江市)	
	関東工場	(栃木県真岡市)	
	いわき工場	(福島県いわき市)	
	東北工場	(福島県安達郡大玉村)	
営 業 所	沖縄営業所	(沖縄県那覇市)	
	兵庫営業所	(神戸市中央区)	
	四国営業所	(香川県高松市)	
	新潟営業所	(新潟市北区)	
	岩手営業所	(岩手県盛岡市)	
		ほか14箇所	

② 子会社

株式会社シーピーケイ	本 店	(大阪市淀川区)
	滋賀工場	(滋賀県東近江市)

(7) 従業員の状況（2020年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
土木事業	111 (13) 名	1名減 (5名増)
建築事業	46 (―) 名	6名増 (―)
不動産賃貸事業	― (―) 名	― (―)
その他	― (―) 名	― (―)
全社（共通）	276 (53) 名	8名増 (2名増)
合計	433 (66) 名	13名増 (7名増)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員は（ ）内に年間平均雇用人員を外数で記載しております。
2. 全社（共通）として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門（54名）、技術部門（15名）及び施工・製造部門（207名）に所属しているものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
419 (57) 名	12名増 (3名増)	44.1歳	15.9年

事業区分	従業員数	前事業年度末比増減
土木事業	97 (4) 名	2名減 (1名増)
建築事業	46 (―) 名	6名増 (―)
不動産賃貸事業	― (―) 名	― (―)
その他	― (―) 名	― (―)
全社（共通）	276 (53) 名	8名増 (2名増)
合計	419 (57) 名	12名増 (3名増)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時従業員は（ ）内に年間平均雇用人員を外数で記載しております。
2. 全社（共通）として、記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門（54名）、技術部門（15名）及び施工・製造部門（207名）に所属しているものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借 入 先	借 入 金 残 高
株 式 会 社 西 日 本 シ テ ィ 銀 行	2,179百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	710百万円
株 式 会 社 福 岡 銀 行	710百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（2020年3月31日現在）

- | | |
|--------------|-------------|
| ① 発行可能株式総数 | 53,000,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 18,602,244株 |
| ③ 株主数 | 5,723名 |
| ④ 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
太 平 洋 セ メ ン ト 株 式 会 社	3,221千株	18.04%
住 友 電 気 工 業 株 式 会 社	2,383千株	13.35%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (退職給付信託口・九州電力株式会社口)	2,309千株	12.94%
西 日 本 鉄 道 株 式 会 社	773千株	4.33%
みずほ信託銀行株式会社退職給付信託 神 鋼 鋼 線 工 業 口 再 信 託 受 託 者 資 産 管 理 サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社	722千株	4.04%
日 鉄 S G ワ イ ヤ 株 式 会 社	423千株	2.36%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信 託 口)	367千株	2.06%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信 託 口)	271千株	1.51%
株 式 会 社 渡 辺 藤 吉 本 店	267千株	1.49%
株 式 会 社 福 岡 銀 行	261千株	1.46%

- (注) 1. 当社は、自己株式を753,457株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
自己株式には、役員向け株式交付信託による保有株式125,400株は含んでおりません。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（2020年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	菅 野 昇 孝	
代表取締役社長	堤 忠 彦	執行役員社長
取締役	藤 本 良 雄	執行役員副社長 九州支店長
取締役	田 中 恭 哉	執行役員副社長 建築本部長、技術研究センター担当
取締役	江里口 俊 郎	常務執行役員 経営企画室長
取締役	梅 林 洋 彦	常務執行役員 管理本部長
取締役	佐々木 有 三	九州電力株式会社代表取締役副社長
取締役	庄 崎 秀 昭	西日本鉄道株式会社取締役常務執行役員 鉄道事業本部担当 鉄道事業本部長
取締役	中 村 藤 雄	太平洋セメント株式会社九州支店長
取締役	新 関 輝 夫	福岡大学名誉教授・弁護士
常勤監査役	船 越 光 晴	
常勤監査役	田 嶋 典 明	
監査役	善 福 勉	

(注) 1. 当事業年度中の取締役、監査役の異動

- ・ 取締役中村藤雄氏は、2019年6月21日開催の第67回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
- ・ 取締役青木規悦氏は、2019年6月21日開催の第67回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。

2. 2020年4月1日をもって、取締役の地位及び担当が次のとおり変更になりました。

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役	藤 本 良 雄	経営企画室担当
取締役	田 中 恭 哉	執行役員副社長 建築本部長
取締役	江里口 俊 郎	常務執行役員 管理本部長兼経理部長
取締役	梅 林 洋 彦	常務執行役員 九州支店長

3. 取締役佐々木有三、庄崎秀昭、中村藤雄、新関輝夫の4氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
4. 常勤監査役田嶋典明、監査役善福勉の両氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。
5. 常勤監査役船越光晴氏は、経理分野の責任者として経理・財務業務に携わってきた経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、取締役新関輝夫氏を東京証券取引所、福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、両取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役、社外監査役ともに、500万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

③ 取締役及び監査役の報酬等

区 分	員 数	報酬等の額
取 (う ち 社 外 取 締 役)	11名 (5名)	158百万円 (11百万円)
監 (う ち 社 外 監 査 役)	3名 (2名)	20百万円 (8百万円)
合 (う ち 社 外 役 員 計)	14名 (7名)	178百万円 (20百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2018年6月20日開催の第66回定時株主総会において年額1億7千2百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。また、別枠で、2018年6月20日開催の第66回定時株主総会において、取締役及び執行役員（社外取締役を除く）を対象とした株式報酬の額として、3事業年度を対象として合計8千4百万円を上限と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、2006年6月27日開催の第54回定時株主総会において年額5千万円以内と決議いただいております。
3. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
4. 上記には、2019年6月21日開催の第67回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。
5. 上記の支給額には、当事業年度における取締役（社外取締役を除く）6名に対する株式給付引当金の繰入額として、2千1百万円が含まれております。

④ 社外役員に関する事項

他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人との関係並びに当事業年度における主な活動状況等

社外取締役 佐々木有三氏

同氏は九州電力株式会社の代表取締役副社長であります。九州電力株式会社は当社の大株主であります。同社と当社との間には重要な取引等の特別な関係はありません。

当事業年度における主な活動状況といたしましては、当事業年度に開催した取締役会12回中の10回に出席し、当社のコンプライアンス体制やリスク管理体制、内部統制、中期経営計画、資金管理などについて、経営者としての豊富な経験から、大局的、客観的な助言、提言を行っております。

社外取締役 庄崎秀昭氏

同氏は西日本鉄道株式会社の取締役常務執行役員鉄道事業本部担当鉄道事業本部長であります。当社は西日本鉄道株式会社との間に建設工事の受注等の取引関係があります。

当事業年度における主な活動状況といたしましては、当事業年度に開催した取締役会12回中の9回に出席し、当社のコンプライアンス体制やリスク管理体制、内部統制、中期経営計画、資金管理などについて、経営者としての豊富な経験から、大局的、客観的な助言、提言を行っております。

社外取締役 中村藤雄氏

同氏は太平洋セメント株式会社の九州支店長であります。太平洋セメント株式会社は当社の筆頭株主であるとともに、当社との間にセメント購買等の取引関係があります。

当事業年度における主な活動状況といたしましては、取締役に就任した2019年6月21日以降に開催した取締役会10回の全てに出席し、当社のコンプライアンス体制やリスク管理体制、内部統制、中期経営計画、資金管理などについて、客観的な助言、提言を行っております。

社外取締役 新関輝夫氏

同氏の当事業年度における主な活動状況といたしましては、当事業年度に開催した取締役会12回の全てに出席し、当社のコンプライアンス体制やリスク管理体制、内部統制、中期経営計画、資金管理などについて、客観的な助言、提言を行っております。

社外監査役 田嶋典明氏

同氏の当事業年度における主な活動状況といたしましては、当事業年度に開催した取締役会12回、監査役会13回の全てに出席し、取締役会においては、取締役の業務遂行の適法性・妥当性などについて発言を行っております。

また、監査役会においては、監査の方法や他の監査役の職務執行に関する事項について意見の表明を行っております。

社外監査役 善福 勉氏

同氏の当事業年度における主な活動状況といたしましては、当事業年度に開催した取締役会12回、監査役会13回の全てに出席し、取締役会においては、取締役の業務遂行の適法性・妥当性などについて発言を行っております。

また、監査役会においては、監査の方法や他の監査役の職務執行に関する事項について意見の表明を行っております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 有限責任監査法人トーマツ

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	34百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	37百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前事業年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を検討した結果、会計監査人の報酬等の額について同意を行っております。

③ 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、「収益認識に関する会計基準」の適用に関する助言・指導業務について対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及び理由を報告いたします。

⑤ 責任限定契約の内容の概要

当社は、有限責任監査法人トーマツとの責任限定契約は締結しておりません。

3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容の概要は以下のとおりです。（最終改訂 2019年3月29日）

【社訓・経営基本方針】

（社 訓）

- 1. 我々は福祉国家建設の一翼を担って社会に奉仕しよう
- 1. 我々は技術を究め創意をこらし自己の責任を完遂しよう
- 1. 我々は和信協同し企業の繁栄と共に幸福を創り出そう

（経営基本方針）

「技術の研鑽と創意に努め、安全と安心の企業ブランドのもと、社会資本整備を通して国家建設に貢献するとともに、利益追求と社会的責任の調和を実現する。」

当社は、創業時の経営理念を社訓とし、上記の経営基本方針のもと、内部統制委員会の活動を通じて、適正な業務執行のための体制を整備し、以下の内部統制システムの構築を進めております。

① 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. コンプライアンスを経営の基本方針とする社内規程（コンプライアンス規程）を制定し、グループ全役職員へ周知徹底させる。
- ロ. 会長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス意識の普及・啓発など、継続的にコンプライアンスを推進する体制を整備し、維持・改善する。（コンプライアンス委員会規程）
- ハ. グループ全役職員に対し、コンプライアンスマニュアルの配布や継続的な研修を行い、コンプライアンスの意識を高め、コンプライアンスを尊重する意識を醸成する。
- ニ. 経営企画室長をコンプライアンス担当役員と定め、独立した機関による内部監査の実施や社員による相互監視を強化し、全役職員での監視体制を確立する。
- ホ. グループ全役職員が利用できるコンプライアンスに関する問い合わせ、相談、通報の窓口として、社内及び社外に「コンプライアンス相談窓口」を設置し、予防、早期発見、早期解決できる体制を充実させる。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役会等の重要な会議における意思決定に関する情報や各取締役が職務権限規程に基づいてなした決裁に関する情報など、取締役の職務の執行に係る情報を文書（電磁的記録を含む。）に適正に記録し、法令、定款及び社内規程（文書取扱規程）等に基づき、適切に保存、管理する。
- ロ. 文書取扱規程に基づき、各文書の主管部署に文書取扱責任者を定め、規定された保存年限の間保管するとともに、常時、閲覧可能な状態を維持する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 当社及び子会社がそれぞれ定める社内規程（リスク管理規程）に基づき、様々な経営危機に対するリスク管理体制の確立を進める。
- ロ. リスク管理に関しては、事前に、事業に関するあらゆる潜在的なリスクを洗い出し、予防策を講じるとともに、万一リスクが発生した場合にも損失を最小限にとどめるための措置をとる。
また、リスクが発生した場合は、経営トップへ迅速・確実に情報を伝達し、会社を挙げて処置にあたり、リスク処理完了後においては再発防止策を策定するなど、組織的なリスク管理を行う。
- ハ. 大規模災害発生時の事業活動の継続を図るため、災害時の事業継続計画を策定し、役職員に周知する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- イ. 取締役会の下に社長が議長を務める経営会議を設置し、この経営会議において、取締役会の議事を充実させるための事前協議を行い、また、取締役会から委譲された権限の範囲内で業務の執行及び施策の具体的実施などについて審議し、意思決定を行う体制を採っている。
- ロ. 執行役員制度を導入し、「経営上の意思決定・監督機能」と「職務執行機能」を分離することで、経営効率の向上とコーポレート・ガバナンスの強化を図る。
- ハ. 取締役会が定めた経営方針に基づき当社の各部門及び子会社は年度毎の業務遂行計画を策定し、PDCA（計画、実行、検証、改善）サイクルによる目標管理を実践することで当社グループ全体の経営目標達成を図る体制を維持する。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 社内規程（関係会社管理規程）に基づき、子会社等の重要事項に対する当社の事前承認、及び子会社等から当社に対する月次決算や業務に関する定期的な報告などにより、適切なグループの経営管理を実施しており、これを継続していく。
- ロ. 当社の監査役による監査や、内部監査部門である考査室の監査、また当社子会社監査役との定期的な協議を行うなど、子会社の業務の適正を確保する体制を整備する。
- ハ. 反社会的勢力に対しては取引を含めた一切の関係を遮断する。また、不当要求に対しては全社組織を挙げて対応し、警察や弁護士を始めとする外部専門機関と密接に連携する。
- ニ. 「財務報告に係る内部統制に関する基本的計画及び方針」を制定し、これに基づき業務を運用し、金融商品取引法に基づく財務報告の信頼性を確保する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役より要求があった場合には、専門性を有する補助職員を配置する。

⑦ 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

前項により補助職員を置く場合は、当該補助職員の任命、異動等、人事権に係る事項の決定については、監査役の事前の同意を得ることとする。また、当該補助職員は監査役から業務遂行に必要な命令を受けた場合、取締役からの指揮命令、制約を受けないものとする。

⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- イ. 取締役は、取締役会や経営会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
- ロ. 監査役が取締役及び社員に対してその担当業務に関して報告や調査を求めた場合、取締役及び社員は迅速かつ的確に対応する。
- ハ. 社内の重要書類やリスク情報、内部監査の監査結果報告などについては、随時、監査役に報告を行う。
- ニ. 子会社における重大な法令違反や著しい損害を及ぼすおそれのある重大な事象については、当社経営企画室への報告を義務付け、報告された内容は、経営企画室が監査役に報告する。また、当社の監査役は定期的な子会社監査を通じて、子会社の取締役、監査役及び使用人から直接報告を受け、情報収集を行う。

⑨ 前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、社内規程（コンプライアンス規程）に基づき、当該報告をしたことを理由として、当該報告者に対し不利な取扱いを行うことを禁止する。

⑩ 監査役の職務の執行について生じる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査にかかる諸費用は、監査役会からの年度予算申請に基づき予算措置を行い、緊急又は臨時に支出した諸費用については、当該監査役の職務に合理的に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理を行う。

⑪ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．監査の実施にあたっては、監査役は内部監査部門と調整を行い、必要に応じて、内部監査部門と連携し協同して監査を行う。

ロ．法務、コンプライアンス、リスク管理の担当部署は、監査役が業務を行うにあたり、これを補助し、協力する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンスの推進

当社は、経営理念及び経営基本方針に定めた企業活動を実践するため、グループ全役職員が遵守すべき行動指針を定めたコンプライアンス・マニュアルを策定し、年1回周知徹底を図るとともに、行動指針に関わるコンプライアンス研修を実施しております。

また、当社ではグループ全役職員が利用できるコンプライアンス相談窓口を社内及び社外に設置し、利用促進の呼びかけメールを配信するなど、問題の早期発見に取り組んでおります。

② リスク管理

当社及び子会社が定めるリスク管理規程に基づき、会社が抱えるさまざまなリスクに対して予防策を講じ発生を未然に防ぐとともに、万一発生した場合は、その損害を最小限に止めるための組織的なリスク管理を行っております。

また、事業継続に重大な影響を及ぼす大規模災害等不測の事態に備え、事業継続計画を策定し、大規模災害を想定した避難訓練、安否確認訓練を実施しております。

③ 取締役の職務執行の適正及び効率性の確保

当社は、経営上の意思決定・監督機能と職務執行機能を明確化するため執行役員制度を導入し、意思決定の迅速化・効率化を図っております。

また、取締役会が定めた経営方針に基づき、各部門及び子会社は年度毎の業務遂行計画を策定し、業務執行取締役、執行役員並びに子会社の代表取締役による審査会を四半期毎に開催しております。この審査会において、業務遂行計画の進捗状況を確認・検証のうえ、必要な対策を講じております。

④ 当社グループにおける業務の適正の確保

当社は、子会社への取締役及び監査役の派遣、内部監査部門である考査室による子会社の業務監査を通じ、当社グループにおける業務の適正を確保しております。

また、当社の経営会議は、子会社から月次決算や業務に関する定期的な報告を受け、適切にグループの経営管理を実施しております。

⑤ 監査役の監査の実効性の確保

監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、取締役会、経営会議、コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席しております。

また、代表取締役との意見交換及び社外取締役との連携を行うとともに、会計監査人、内部監査部門である考査室と定期的に情報交換を実施し、監査の実効性の確保を行っております。

4. 会社の支配に関する基本方針

当社としては重要な事項と認識しておりますが、現状の株式分布状況を鑑み、買収防衛策の導入はいたしておりません。

5. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要課題の一つと位置付けており、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を図りながら、安定配当を実施することを基本方針としております。

この基本方針に基づき、当事業年度の期末配当金につきましては、2020年5月13日開催の取締役会において、前期（記念配当1円を除く。）と同額の1株当たり9円、効力発生日は2020年6月1日とする決議をいたしました。

なお、当社は会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行う旨を定款に定めております。

(注) 1. 本事業報告中の記載金額、株式数及び持株比率は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

2. その他は四捨五入しております。